

I 公社の概要・沿革及び組織

1 会社の概要

(1) 目的

兵庫県道路公社は、兵庫県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。

経営理念

～兵庫の元気を地域とともに創る～

安全を最優先し、いつでも安心して快適に利用できる道路サービスの提供により交流を促進し、持続的に成長する元気な地域づくりに貢献します

ビジョン

1. 将来にわたって安全・安心に利用できるよう、老朽化対策・防災対策を重点的に推進します
2. いつでも快適に利用できる質の高い道路サービスを提供します
3. 良好な道路サービスを持続的に提供できる経営の確立に取り組みます

行動指針

1. 私たちは、地域の発展を担う幹線道路を高い水準で管理する誇りと責任感を持ち、職員は成長し、組織は進化し続けます
2. 私たちは、明るい挨拶、3S（整理・整頓・清掃）を率先し、やりがいのある「活気に満ちた職場（チーム）」をつくります
3. 私たちは、「安全はつくりあげるもの」との認識のもと、すべての局面で安全を最優先します

(2) 事業

道路公社は、地方道路公社法及び当公社の定款に基づき次の業務を行う。

- ① 料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理を行うこと。
- ② 国、地方公共団体、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社若しくは他の道路公社（以下「国等」という。）の委託に基づき、①の道路の管理と密接な関連のある道路の管理を行い、又は委託に基づき、土地区画整理事業のうち地方道路公社法施行令第3条で定めるものを行うこと。
- ③ 料金を徴収することができる自動車駐車場の建設及び管理を行うこと。

- ④ 道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所その他施行令第4条で定める施設の建設及び管理を行うこと。
- ⑤ ①から④に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- ⑥ ①から⑤の業務の遂行に支障のない範囲内で、国等の委託に基づき、道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。
- ⑦ 道路公社は①から⑥の業務のほか、兵庫県知事の認可を受けて次の業務を行う。
 - ア 道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他施行令第5条で定める施設（以下「事務所等」という。）を建設し、及び管理すること。
 - イ 委託に基づき、道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等を建設し、及び管理すること。
 - ウ ア及びイに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- (3) 設立年月日
昭和46年3月16日（全国の地方道路公社の中で4番目に設立）
（令和8年4月1日現在、全国29公社）
- (4) 基本財産
555億6,100万円（令和8年4月1日現在、兵庫県が全額出資）

2 沿 革

昭和45年5月20日	地方道路公社法公布施行
46年3月5日	兵庫県議会が兵庫県道路公社の設立を可決
46年3月6日	兵庫県知事から建設大臣に当道路公社設立の許可申請
46年3月13日	建設大臣が当道路公社の設立を認可
46年3月16日	設立の登記を完了
46年4月1日	本社に総務部（総務課、経理課、用地課）及び建設部（企画課、建設第1課、建設第2課）を置くとともに、播但連絡有料道路建設事務所、但馬海岸有料道路建設事務所、但馬海岸有料道路管理事務所、南淡路有料道路管理事務所の4事務所を設置 道路管理者（兵庫県）から供用中の但馬海岸道路（昭和40年7月供用）、南淡路道路（同41年4月）、建設中の第二但馬海岸道路、播但連絡道路をそれぞれ引き継ぐ。また、南淡路駐車場等を兵庫県土地開発公社から購入
46年11月18日	全国地方道路公社連絡協議会発足と同時に加盟
47年12月1日	第二但馬海岸道路の供用開始 これに伴い但馬海岸有料道路建設事務所を廃止
48年4月1日	遠阪トンネルの建設開始に伴い遠阪トンネル建設事務所を設置
48年11月1日	播但連絡道路（1期）砥堀～福崎区間（10.2km）の供用開始 これに伴い播但連絡有料道路管理事務所を設置
49年6月4日	（中国自動車道・福崎～西宮北間の供用開始）
50年10月16日	（中国自動車道・美作～福崎間の供用開始）

昭和50年11月 1 日	播但連絡道路（1期）福崎～市川北区間（9.2km）の供用開始
50年12月11日	（姫路バイパス・高砂北～姫路東間の供用開始）
52年 5 月25日	遠阪トンネルの供用開始 これに伴い遠阪トンネル有料道路管理事務所を設置
52年 5 月31日	遠阪トンネル有料道路建設事務所を廃止
56年 1 月13日	播但連絡道路（2期）花田～砥堀区間（4.9km）の供用開始
57年 9 月28日	播但連絡道路（3期）市川北～神崎北区間（10.7km）の供用開始
58年 4 月 1 日	各事務所の名称変更（「有料」を削除）
60年12月 7 日	播但連絡道路（2期）姫路 J C T～花田区間（4.7km）の供用開始
62年 3 月18日	（近畿自動車道敦賀線・福知山～丹南篠山口間の供用開始）
62年 4 月 1 日	盤滝トンネル等（西宮北道路）の建設開始に伴い盤滝トンネル建設事務所を設置
62年10月 8 日	南淡路道路を無料開放
62年10月31日	南淡路道路管理事務所を廃止
63年 3 月24日	（近畿自動車道敦賀線・丹南篠山口～吉川間の供用開始）
平成 3 年 3 月25日	西宮北道路の供用開始 これに伴い西宮北道路管理事務所を設置
3 年 3 月28日	（山陽自動車道・山陽姫路西～山陽姫路東間の供用開始）
3 年 3 月31日	盤滝トンネル建設事務所を廃止
4 年 3 月26日	播但連絡道路（4期）神崎北～生野北区間（8.2km）の供用開始
5 年 7 月23日	播但連絡道路（2期）姫路 J C T～砥堀区間（9.6km）の4車線供用開始
6 年 4 月 1 日	播但連絡道路建設事務所（姫路）を廃止し、播但連絡道路（5期）生野町円山～和田山町加都（17.2km）の延伸工事に向けて和田山町へ移設
6 年 8 月12日	播但連絡道路（5期）の延伸工事に着手
7 年 1 月17日	阪神・淡路大震災により西宮北道路及び播但連絡道路が損傷
7 年 6 月30日	但馬海岸道路管理事務所を廃止
7 年 7 月 1 日	但馬海岸道路、第二但馬海岸道路を無料開放
8 年 3 月31日	南淡路駐車場を廃止
9 年12月10日	（山陽自動車道・山陽姫路東～三木小野間の供用開始に伴い、山陽自動車道全線開通）
12年 5 月27日	播但連絡道路（5期）生野町円山～和田山町加都（17.2km）の供用開始に伴い、播但連絡道路全線（姫路 J C T～和田山区間：65.1km）が開通 播但連絡道路全線に対距離料金制を導入、日本道路公団と料金一体収受を開始
12年 9 月25日	播但連絡道路（5期）生野北第一ランプの供用開始により、播但連絡道路全線が完成
12年 9 月30日	播但連絡道路建設事務所（和田山）を廃止
13年 4 月 1 日	西宮北道路南伸事業の工事開始に伴い西宮北道路建設事務所を設置

平成13年 7 月13日	播但道ニュース（季刊）の発行
13年10月19日	ホームページの開設
13年11月30日	播但連絡道路簡易 E T C（自動料金収受システム）サービスの開始
16年 3 月27日	西宮北道路南伸区間西宮市越水～鷺林寺（1.1km関連公共区間0.3kmを含む）の供用開始
16年 3 月31日	西宮北道路建設事務所（西宮）を廃止
18年 6 月 1 日	播但連絡道路の料金引き下げ及び主要料金所 4 箇所（花田本線、砥堀、福崎南、和田山）で無線 E T C の運用開始
18年 7 月14日	遠阪トンネル管理事務所現地駐在事務所を廃止
18年 7 月22日	北近畿豊岡自動車道「春日和田山道路」（和田山 J C T～氷上 I C）及び遠阪トンネル（既供用区間及び改築区間4.7km）の供用開始に伴い、遠阪トンネルの料金引き下げ及び無線 E T C の運用開始
20年 3 月28日	播但連絡道路の料金所 3 箇所（花田（均一）、花田（対距離）、福崎北）で無線 E T C の運用開始
20年10月26日	播但連絡道路の料金割引きの社会実験開始
21年 2 月	播但連絡道路朝来 I C～和田山 J C T 間において、冬用タイヤ指導の試行を開始（21年12月から区間を市川北 R～和田山 J C T 間に拡大し、22年12月より、試行から実施へ移行）
21年 3 月27日	播但連絡道路の料金所 2 箇所（豊富、船津）で無線 E T C の運用開始
21年10月26日	播但連絡道路の料金割引きの社会実験を拡大
22年 4 月 1 日	遠阪トンネル管理事務所を播但連絡道路管理事務所に組織統合
24年11月24日	（北近畿豊岡自動車道「和田山八鹿道路」（八鹿氷ノ山 I C～和田山 J C T）の供用開始）
27年 3 月31日	播但連絡道路の料金割引きの社会実験終了
27年 4 月 1 日	播但連絡道路の新割引料金の開始
28年 3 月26日	播但連絡道路の料金所 2 箇所（市川南、神崎南）で無線 E T C の運用開始
28年12月22日	播但連絡道路の料金所 3 箇所（生野、生野北第 1、朝来）で無線 E T C の運用開始
29年 3 月25日	（北近畿豊岡自動車道「八鹿日高道路」（日高神鍋高原 I C～八鹿氷ノ山 I C）の供用開始）
29年 3 月31日	播但連絡道路の料金所 3 箇所（市川北、神崎北、生野北第 2）で無線 E T C の運用開始
29年 4 月 3 日	播但連絡道路の新料金割引きの社会実験開始
30年 4 月 1 日	西宮北道路を無料開放 これに伴い西宮北道路管理事務所を廃止
30年10月31日	播但連絡道路の花田本線料金所（北行）増設 E T C レーン運用開始
令和 2 年 3 月31日	播但連絡道路の老朽化・耐震化対策事業に必要な財源確保のため、料金徴収期間を令和24年10月21日まで10年延長する事業計画の変更について国の許可を取得
2 年11月 1 日	（北近畿豊岡自動車道「日高豊岡道路」（但馬空港 I C～日高神鍋高

原 I C) の供用開始)

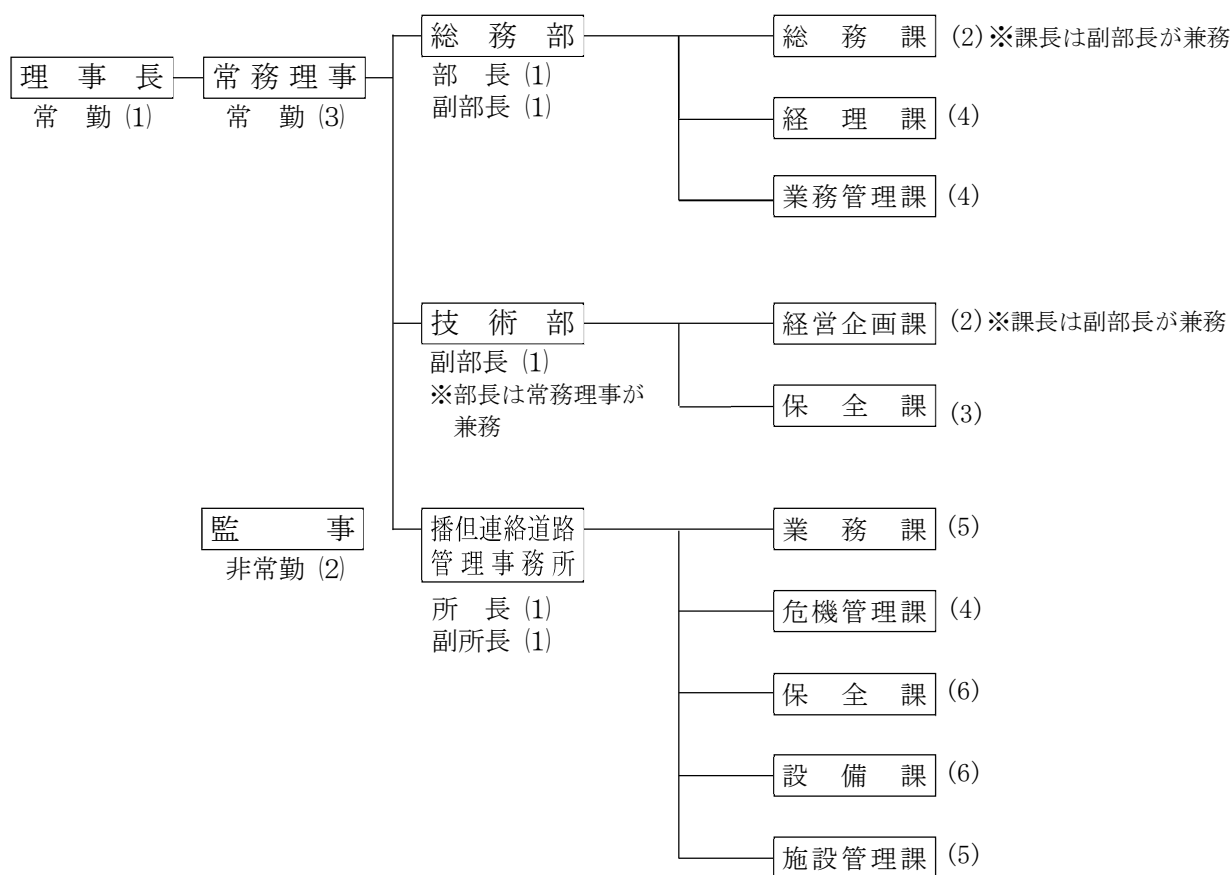
令和 5 年 5 月 2 日 播但連絡道路の新料金割引きの社会実験終了

令和 6 年 9 月 23 日 (北近畿豊岡自動車道「豊岡道路」(豊岡出石 I C ～但馬空港 I C) の供用開始)

令和 6 年 11 月 8 日 遠阪トンネルの構造物や設備の老朽化対策に必要となる財源確保のため、料金徴収期間を令和 23 年 3 月 31 日まで 15 年延長する事業計画の変更について国の許可を取得

3 組 織 (令和 8 年 4 月 1 日)

(1) 組 織 図



【現員】 役員 6 名 (うち監事 1 名は併任、監事 1 名は兼務)、職員 46 名 (うち総務部副部長は併任)
() は人数

(2) 役 員 数

理 事 長	常 務 理 事	監 事	計
1	3	2（非常勤）	6

（注）監事 1 名は併任、監事（県出納局長）1 名は兼務

(3) 職 員 数

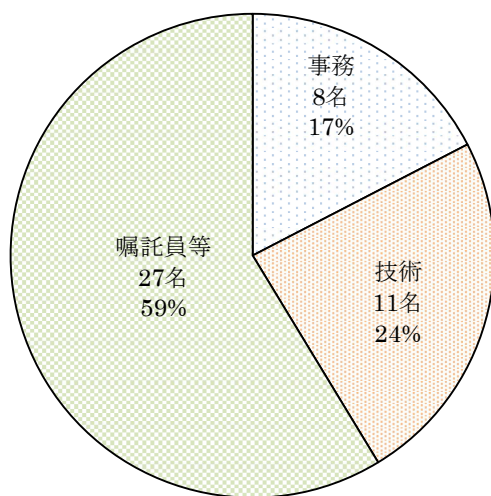
職 種 事務所名	事 務			技 術			嘱 託 員 等			計		
	派遣	公社固有	計	派遣	公社固有	計	派遣	公社固有	計	派遣	公社固有	計
本 社	4	1	5	5	—	5	—	8	8	9	9	18
播但連絡道路 管 理 事 務 所	3	—	3	5	1	6	—	19	19	8	20	28
計	7	1	8	10	1	11	—	27	27	17	29	46

（注）・嘱託員等は、再任用職員、任期付職員、事務補助員を含む

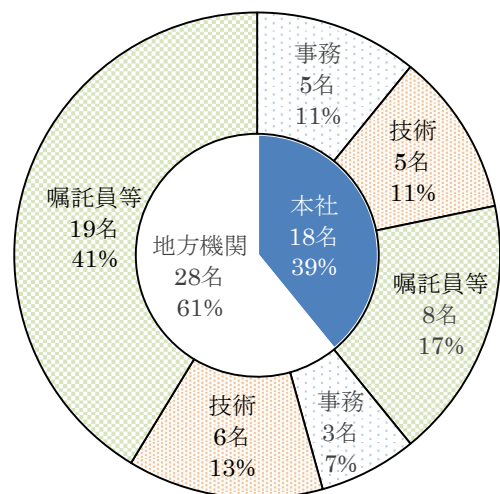
・本社の事務派遣 1 名は併任

構 成

職 種 別



本社、地方機関別



(4) 事務分掌

① 本 社

総 務 部

課	分 掌 事 務
総 務 課	1. 理事会に関すること。 2. 定款、業務方法書及びその他の諸規程等の制定及び改廃に関すること。 3. 公社印の管守及び文書に関すること。 4. 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。 5. 財産の取得、管理及び処分に関すること。(他の課の所掌に属するものを除く。) 6. 広報に関すること。 7. 前各号に掲げるもののほか、他の部及び課の所掌に属しないこと。
経 理 課	1. 予算、決算及び経理に関すること。 2. 資金計画の策定及び資金の調達運用に関すること。 3. 入札審査会等に関すること。 4. 請負その他の契約に関すること。 5. 工事事務に関すること。 6. 物品の購入及び出納保管に関すること。 7. 監査及び会計検査に関すること。
業務管理課	1. 料金収受、交通管理業務委託及び附帯施設の営業委託契約に関すること。 2. 事業の執行に伴う用地の取得及び補償並びに登記に関すること。 3. 土地収用法に基づく事務に関すること。 4. 財産評価委員会及び事業用財産の管理に関すること。 5. 事業の執行に伴う不用地の処分に関すること。 6. 危機管理対策要領に関すること。

技 術 部

課	分 掌 事 務
経営企画課	1. 公社事業の総合計画の策定に関すること。 2. 播但連絡道路料金の新料金割引及び社会実験の効果検証等に関すること。 3. 播但連絡道路の利用促進及びその広報に関すること。 4. 公社路線の交通量予測と収支見通しに関すること。 5. 有料道路の調査に関すること。
保 全 課	1. 道路の維持修繕に関すること。 2. 災害復旧に関すること。 3. 雪氷対策に関すること。 4. 土木積算業務に関すること。 5. 危機管理対策に関すること。(業務管理課の所掌に属するものを除く。)

② 地方機関

播但連絡道路管理事務所

課	分 掌 事 務
業 務 課	1. 庶務に関すること。 2. 経理に関すること。 3. 請負その他の契約に関すること。 4. 道路の占用に係る収入に関すること。 5. 財産の取得に関すること。 6. 財産の管理に関すること。(施設管理課の所掌に属するものを除く。) 7. 取得用地の登記に関すること。 8. 前各号に掲げるもののほか、他の課の所掌に属しないこと。
危機管理課	1. 災害時の対応に関すること。(技術に関するものを除く。) 2. 事故対応に関すること。(保全課の所掌に属するものを除く。) 3. 交通規制に関すること。 4. 交通管理業務に関すること。 5. 警察、消防等関係機関との連絡調整に関すること。 6. 特殊車両の通行許可に関すること。
保 全 課	1. 道路の維持、修繕及び災害復旧に関すること。(設備課の所掌に属するものを除く。) 2. 附帯施設の維持及び修繕に関すること。(設備課の所掌に属するものを除く。) 3. 前各号に掲げるもののほか、技術に関すること。(設備課の所掌に属するものを除く。)
設 備 課	1. 道路(電気設備、通信設備に限る。)の維持、修繕及び災害復旧に関すること。 2. 附帯施設(電気施設に限る。)の維持及び修繕に関すること。
施設管理課	1. ETCのトラブル及び料金収受並びに施設のトラブルに関すること。 (保全課及び設備課の所掌に属するものを除く。) 2. 料金収受業務の監督及び指導に関すること。 3. 財産の管理に関すること。(業務課の所掌に属するものを除く。) 4. 道路法の施行に必要な事務の処理に関すること。(技術に関するものを除く。) 5. 通行料金の徴収課金に関すること。 6. 休憩所及びパーキングに関すること。(保全課及び設備課の所掌に属するものを除く。)

